

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

病気のため期限内に申告できない場合

Q : 私の主人は個人事業者ですが、昨年末に病気で入院して以来、起き上がることもできない状態です。私ども家族では事業のことはよくわからないのですが、このような場合にも税金の申告は期限内にしなければいけないのでしょうか。

A : 税務署長に申請をすれば、申告期限の延長が認められる場合があります。

【解説】

所得税や消費税は、申告期限内に申告・納付すべきこととされていますが、災害その他やむを得ない理由によって期限内に申告等ができないと認められるときは、税務署長等は、その理由のやんだ日から2ヶ月以内に限り、その期限を延長することができることとなっています。この場合の「災害その他やむを得ない理由」とは、次のようなものをいいます。

- (1) 地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、地すべり、落雷その他の自然現象の異変による災害
- (2) 火災、火薬類の爆発、ガス爆発、交通と絶その他の人為による異常な災害
- (3) 申告等をする者の重疾病その他の自己の責めに帰さないやむを得ない事実

あなたのご主人の場合、重病のため申告等ができないということですので、税務署長に申請をして認められれば申告期限の延長が受けられます。

また、納税者が病気にかかったため納付が困難になった場合には、1年以内で分割納付できる納税猶予という制度もありますので、税務署に相談してみてください。

